殿

# 提　言　書

一般社団法人
富山県建設業協会

社会資本整備の担い手であり災害復旧など地域の守り手である建設業がエッセンシャルワークとして持続的に発展していくため、令和９年度富山県予算等に関し次の項目について提言を申し上げます。

令和８年11月20日

一般社団法人富山県建設業会

会　長　大　橋　聡　司

## １　公共事業予算の積極的な確保について

### ①国の伸びを上回る積極的な公共事業予算の確保

近年全国各地で自然災害が頻発化・激甚化しておりますが、比較的災害が少ないと言われていた本県でも、令和５年６月７月の記録的な豪雨や令和６年元日に発生した能登半島地震、更には本年８月に県内初のレベル５大雨特別警報の豪雨被害など、毎年のように多くの災害が発生しており、県民の生命と財産を守る防災・減災、強靭な県土づくりの重要性は益々増大しております。

地域建設業が社会資本整備の担い手、災害復旧など地域の守り手としての役割を将来にわたりしっかりと果たしていくためには、安定した事業量の下、一定の利潤を得て経営を安定させ、若手技術者など新規入職者の確保や育成などに取り組んでいく必要があります。

一方で政府全体では国土強靭化推進のため公共事業関係費が近年着実に増加する中、本県の公共事業費は横ばいで推移しており、資材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえると実質事業量は大きく目減りしております。また、本県は全国都道府県別請負高ランキングで過去５年間 42 位～44 位であり、県予算規模（35 位）などと比較しても低い規模と思われます。

地域建設業が健全で持続可能な経営を続けるため、少なくとも国の公共事業関係費の伸びと同等か、それを上回る公共事業予算を確保する必要があります。

### ②国補正予算編成等の際に十分な公共事業予算が確保されるよう国への強い働きかけ

国においては必要な予算を当初で措置する方針ですが、建設資材価格や人件費の高騰を踏まえると年間を通して平準化した実質事業量が確保できるかが懸念されます。特に今年度は十分な当初予算が措置されておらず、国において補正予算やゼロ国債、暫定予算等が編成された場合には、国への強い働きかけにより公共事業予算を十分確保することが必要です。

### ③維持管理予算の継続的な確保と必要な社会資本整備の計画的な推進

インフラの老朽化が著しく進行するなか、令和８年度新規施策の「道路集中メンテナンス」などインフラの維持管理に焦点をあてることは重要ですが、本県の将来に向けて必要な社会資本整備についても予算を縮減することなく、地域や工種のバランスを図りながら計画的に推進する必要があります。

## ２　担い手の確保・育成対策の強化について

**①戦略的広報活動や小中学生向けキャリア教育の推進など官民連携した取組の強化**

地域建設業が県民のウェルビーイングの基盤となる社会インフラを将来にわたり支えていくためには、建設業の必要性や魅力を多くの人に知ってもらい、次世代を担う若い人材を確保していく必要があります。

当協会ではこれまでも、高校生には建設系学科への出前講座やその保護者との意見交換会、大学生には女性技術者や若手技術者との意見交換会や県立大学が開催する企業懇談会への参加、また小中高校生それぞれに適したリーフレットの配布、さらには女子大学生や女子高校生にリーフレット「女性が活躍するとやまの建設業」の配布などを行ってきました。

しかしながら近年では大学生の新規入職者は減少し、高校生についても建設系学科の卒業生が公務員や製造業に流れるなど担い手の確保に苦慮している状況です。

こうしたなか、県では毎年「ケンセツジョブフェス」を開催し、建設業協会も様々なブースを出展していますが、子供さんをはじめ多くの方々に建設業の仕事内容や県内建設企業で働くことの魅力を幅広く発信されています。

また教育委員会では、小中学生が自ら未来の姿を考えるキャリア教育の推進にも取り組まれており、当協会も出前講座の提供などに積極的に協力していく方針です。

引き続き建設業が「新4K」（給与・休暇・希望・かっこいい）の業界として広く社会から認知され若者の入職に繋がるよう、官民連携での戦略的な広報活動をより一層拡充・強化することが必要です。

**②労働環境改善や資格取得に対する支援の継続と拡充**

県の支援を受けて各企業が取り組む女性の働き方に配慮した労働環境改善は全ての方々の入職や定着の促進に繋がります。また、当協会で開催する土木施工管理技士や建築施工管理技士の資格取得支援講座は合格率の上昇に大きく寄与しており、これらの支援について継続や拡充が必要です。

**③高校における建設系学科の定員増、地域建設企業への就職指導**

当協会からかねて要望しておりました砺波工業高校における建設系のコース（仮称都市デザインコース）の新設について、来年度から実現する運びとなり感謝申し上げます。引き続き、高校における建設系学科の定員増、さらには志願者増に向けて学科名の変更、農業科など専門学科のカリキュラムや普通科におけるキャリア教育での建設分野の追加が必要です。また、建設系学科で学ぶ生徒が県内建設企業へ安心して就職できるような指導教育及び環境整備が必要です。

**④県立大学における建築系学科の新設**

県内高校には富山工業高校と高岡工芸高校の２校に建築学科がありますが、県内大学には建築学科が設置されていないことから、建築施工管理に係る人材育成のため県立大学に建築系学科の新設が必要です。

## ３　働き方改革と生産性向上の推進について

### ①設計精度向上や着工前の各種手続き完了による円滑な施工の確保

設計条件と現場との相違は、工期に大きく影響し時間外勤務や休日出勤が増加するだけでなく利潤確保を阻害する要因の一つにもなっていることから、設計精度の向上のため、「富山県設計業務等成績評定要領」等の的確な運用などにより設計コンサルタント等の指導を適切に行う必要があります。

また、発注者としても設計成果品の精査を徹底するとともに、着工時においては用地買収や地元協議をはじめとした関係機関との調整・各種手続きや支障物件移転の完了が必須であり、また、受注者から求められた場合の３者連携会議の義務化やワンデーレスポンスの徹底により、円滑な施工の確保が必要です。

### ②年間を通した適切な発注計画による施工時期の更なる平準化

これまでも年間を通した施工時期の平準化と特に天候の良い第１四半期の施工量の増大をお願いしてきており、県では公共事業補正予算の確保のほか、債務負担行為の活用や繰越し承認の柔軟な対応、繰越予算計上の９月議会への前倒しなど、平準化に向けた取組がなされてきております。

一方、高市内閣では必要な予算は当初予算で計上する方針であり、今後、公共事業の発注が第１四半期以降となり、夏から秋にかけて工事が過度に集中することが懸念されます。国や市町村など他の発注機関とも連携しながら、当初予算の段階からより一層年間を通した工事量の平準化について計画的に取組むことが必要です。

### ③週休二日制を前提とした適正な工期

県においても国と同様に週休二日制に取り組まれておりますが、実工程を組むことなく従来の工事を参考に工期設定されている場合も見受けられることから、現場の働き方改革推進のため、週休二日を前提とした適正な工期設定が必要です。

### ④「工事書類スリム化ガイド」の現場監督職員への周知・徹底及び必要に応じた改訂

令和６年４月からは建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用となり、現場技術者における長時間労働の主な発生要因となっている「書類作成」の削減・簡素化が急務であります。昨年４月に県が策定した「工事書類スリム化ガイド」については、現場監督職員に周知・徹底することやその改善に向けて適時的確な改訂を行うことが重要であり、加えて、現場の実態を的確に把握したうえでさらなる書類の簡素化や削減を進める必要があります。

**⑤ICT 技術の活用、ASP の確実な実施、遠隔臨場の本格実施**

建設現場の生産性向上を図る ICT 技術については、試行工事の対象が順次追加されるとともに部分的な活用も積算に反映されるなど取り組み易い環境となってきています。同じく ASP については、全ての工事が発注者指定型となり、操作方法に関する講習会の継続的な開催なども相まってその実施件数は増えています。

引き続き、ICT 技術の現場導入や技術者育成に対する支援、ICT 試行工事における適切な設計・積算・工期設定、必須書類が定められた ASP の普及に向けた現場監督職員に対する講習会の開催やその確実な実施など一層の取組みが必要です。

また、建設現場の遠隔臨場は、移動時間や手待ち時間の削減とともに日程調整の円滑化など現場の生産性向上効果が大きいことから発注者指定で試行されていますが、本格実施への移行が必要です。

## ４　建設資材価格高騰への適切な対応について

**①実勢価格の適切な把握と積算への反映**

世界的な原材料及び原油等エネルギーの価格高騰・円安などの影響を受けて広範囲にわたって建設資材価格が高騰しており、さらには中東情勢の影響によりいまだ収束の兆しが見えない状況にあります。

県では資材価格調査を（一財）経済調査会へ委託しその結果に基づき設計単価を設定されていますが、協会の独自調査による実勢価格との乖離が大きくその価格差が拡大していることから、建設企業にとっては極めて深刻なものとなっています。

したがって、まず、品確法が謳う適正な利潤確保の観点から、価格調査をこれまで以上に詳細にかつその頻度を上げるなどとともに県においてその調査結果を十分精査し、リアルタイムな実勢価格を積算へ反映する事が必要です。

**②余裕期間制度の工事始期における価格変更や単品スライド条項の確実な実施及び手続きの弾力的な運用**

中東情勢の影響による建設資材価格等の急騰を踏まえ、従来からの単品スライド条項に加え余裕期間制度の工事始期における価格変更を可能とするなどの対応をしていただき感謝申し上げます。この実効性を確保するためには変更手続きを迅速かつ確実に行う必要があり、購入金額が適切であることの確認や工期延長などの手続きについて、受注者に過度な負担とならないよう弾力的な運用が大切です。

## ５　市町村に対する第三次・担い手３法の遵守にかかる更なる指導について

### ①予定価格及び工期の適正な設定、適切な設計変更、ダンピング対策の実効性確保

令和６年に改正された「第三次・担い手３法」（建設業法、入契法、品確法）では、持続可能な建設業の実現とそのために必要な担い手の確保に向けて具体的措置等が規定されています。しかしながら、特に市町村においては、適切な歩掛や単価が適用されない発注設計や現場条件に合わせた設計変更がなされない事例、また低入札調査基準価格を下回る入札の多くが契約に至るなどダンピング対策に実効性が伴わない事例など、発注者の責務を謳う法の主旨がいまだ浸透していない状況が多々見受けられます。

健全で安定した経営基盤の構築のためには適正な利潤確保が必要不可欠であり、すべての市町村における法令遵守状況を検証するとともに、仮に遵守されていない場合には、発注者協議会の場などにおいて是正を強く促すなど更に指導が必要です。

## ６　入札契約制度改革について

### ①地域の実態を踏まえた工事量の確保、発注の時期、発注ロットの設定

災害対応や除雪など地域に貢献する技術力・経営力の高い建設企業が、県下全域において持続的に発展できるよう、地域実態を踏まえたランク別企業数に見合う仕事量の確保や発注ロットの設定、さらには、円滑な事業執行のため必要な設計ストックや用地ストックを確保し適切な時期に発注することが重要です。

### ②土地改良や林道・治山工事におけるきめ細かな歩掛等の設定、営繕工事での市場性を考慮した積算

・土地改良工事については、農閑期の秋から春先にかけた天候不順な時期での施工が多く、また水路・集水桝などの小規模・点在構造物の施工や受注後の地元要望も多いため採算性の確保が難しい工事が少なくありません。引き続き、現場実態を踏まえた県独自歩掛の更なる充実、発注にあたっての地元調整などにおけるきめ細かな対応に加え、夏場などに円滑な施工が行えるよう休耕補償制度の創設が必要です。

・林道や治山工事については、山間地の急峻で狭隘な現場が多いため、効率の悪い工程管理などを余儀なくされ、また標準作業時間を確保できない場合もあることから、適正な工期設定や現場実態に応じた歩掛や補正係数の適用が必要です。

・営繕工事については、積算において市場動向を反映するため市場単価方式や見積もりなどが取り入られていますが、標準を下回る小規模施工や購入機器費等について積算価格と実勢価格との乖離が生じる事例も多いことから、より一層市場性を考慮した積算を行うべきです。また、資材や設備の納期を考慮した工期設定が必要です。

## ７　安定的・持続可能な除雪体制の確保について

### ①貸与機械の増強、借上げ機械の固定費アップ、機械更新に対する支援

地域建設企業は冬期の円滑な道路交通を確保するため、降雪量の変動が年々大きくなる中、暖冬時・豪雪時に関わらず除雪体制の維持に取り組んできています。

富山県の令和８年度除雪計画によれば、常時７９９台の除雪機械を確保しており、そのうち２９３台は民間借上げとなっていますが、借上げ機械に対しては、固定費として保険料や税金などの一部(4.5/12ヶ月)しか支払われておらず、また、老朽機械の更新に際しては国や県による融資制度しかなく、除雪時しか使用しない機械を保有していくことが相当負担になっています。

令和３年度に県が除雪委託企業を対象に実施されたアンケート調査によれば、「保有機械を更新しない」とする企業が半数を超えて（120/230社　52%）おり、その理由で最も多いのが「調達費用の準備が難しい」となっています。

これまでも暖冬時の負担軽減のため固定費について見直しがなされていますが、貸与機械の引き続きの増強や借上げ機械に係る固定費のアップ、機械の更新に対する補助制度の創設など更なる支援が必要です。

### ②暖冬時における人件費の最低保証制度の導入、休日割増の適用

地域建設企業は除雪機械や除雪オペレーターを確保し除雪に備えていますが、暖冬時には確保に要した経費がそのまま持ち出しとなり大きな負担となっています。

国では令和３年度から暖冬時でも除雪体制を維持するために必要な経費の固定費計上を試行しており、県でも令和７年度から利賀地区において国積算体系に準じた総価契約の試行を行っています。

こうした試行結果を踏まえたうえで、県内全域において最低保証制度のように暖冬時でも必要な経費が確保できるような仕組みを構築していく必要があります。

一方で、道路除雪業務は休日も含め曜日を問わず行う必要があることから、企業の経費負担を軽減する観点から休日割増の適用など人件費の積算の充実も必要です。

### ③ワンオペレーター除雪の導入

除雪オペレーターの確保だけでなく助手の人員確保も負担になっている現状を踏まえると、令和６年度から試行が継続されている「ワンオペレーター除雪」については、安全面等の課題や効果を検証のうえ、本格導入を進めていくことが必要です。

**☆富山県から国等に働きかけをお願いしたい項目☆**

## １　公共事業予算関係

**①毎年の公共事業予算確保による「第１次国土強靭化実施中期計画」の事業規模の最大化**

地域建設企業が健全でサスティナブルな企業経営を継続し、担い手の計画的な確保・育成を図るためには、資材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえた安定した事業費が確保されることが重要です。毎年の予算編成において公共事業関係費をしっかりと確保し、「第１次国土強靭化実施中期計画」における事業規模「２０兆円強」について可能な限りの最大化が必要です。

**②令和 9 年度当初予算において「国土強靭化」予算を別枠確保し、令和 7 年度補正予算と令和 8 年度当初予算の合計を大きく上回る公共事業予算の確保**

「防災・減災、国土強靭化」については、これまで補正予算で措置されてきましたが、高市内閣では必要な予算を当初で計上する方針であることから、地方自治体に必要な財源を措置したうえで、令和９年度当初予算に別枠計上することが必要です。その際には国土強靭化の取組を加速させるため、令和７年度補正予算と令和８年度当初予算の合計額を大きく上回る公共事業予算の確保が必要です。

**③資材価格高騰や人件費上昇を踏まえ年間を通した実質事業量確保に必要な措置**

資材価格が高騰し人件費が上昇している現状では、当初予算のみでは年度内の実質事業量が目減りしていき、実行予算が年度途中で枯渇していくことも懸念されます。特に春先の工事量を確保するためには、年度当初において年間を通した平準化の計画を立てることが重要であり、さらに必要に応じてゼロ工事国債や暫定予算、補正などの措置を講ずる必要があります。

## ２　積算関係

**①週休二日制推進のため技能労働者の労務単価アップ**

週休二日制の推進に伴い労働日数減少による「日給」の労働者の収入減対策も必要なため、公共工事設計労務単価のさらなる増額が必要です。

**②熱中症対策として歩掛の見直しなど積算基準の改定**

令和６年６月からは熱中症対策が義務化され、熱中症を防ぐために工事現場では定期的な休憩時間を取らなければならず、日当たり作業量が減少し施工効率が大きく低下し、終日不稼働となる日も発生しています。

これまで、現場施設などに対する熱中症対策費用に加え真夏日率による現場管理費の補正を実施されていますが、猛暑日などにおける施工歩掛の見直しや工期延長に伴う経費の計上、それに伴う共通仮設費・現場管理費・一般管理費の見直しなど積算基準の抜本的な改定が必要です。

**③現場管理費、一般管理費率の引き上げ**

人材不足が顕在化している主任技術者や監理技術者の処遇改善と働き方改革を進めるためには、給与・手当が含まれている現場管理費率の引き上げが必要です。加えて、事

務職員の賃上げや人材育成等、企業経営の将来に向けた投資のためには、従業員給料手当等のほか技術研究や開発に係る費用が含まれる一般管理費率も引き上げが重要です。

**④低入札価格調査基準のアップと適用範囲の上限撤廃**

低入札価格調査における基準価格は、工事の品質確保、施工の安全確保、労働者の就業環境、下請企業への支払い、健全な企業経営などに大きく影響することから、これまでも、適宜、その算定に用いる算入率や適用範囲が見直されてきました。

（現在の算入率は、直接工事費の 97%、共通仮設費の 90%、現場管理費の 90%、一般管理費の 68%、また適用範囲は 0.75～0.92）

他の費目に比べ算入率が低くなっている一般管理費については、給与・退職金・福利厚生費・広告宣伝費などが含まれていることから、経営基盤の強化を図り担い手確保・育成を一層推進していくためにも、例えば一般管理費の算入率の更なる引き上げなどによる低入札価格調査基準のアップとともに適用範囲の上限の撤廃が必要です。

**⑤スライド条項適用の際の１%ルール廃止**

スライド条項適用の際の１%ルールについては、価格高騰が外的要因によることから、災害復旧工事等の 2 次災害の扱いに準拠し不可抗力による受注者負担がなくなるよう撤廃が必要です。

**⑥不可抗力による損害の受注者負担の廃止**

不可抗力による損害については、災害関連工事では全額発注者負担となりましたが、近年、異常気象が頻発するなか、どこの現場においても損害のリスクが大きくなっていることから、災害関連工事以外の工事においても受注者負担の廃止が必要です。

## ３　発注関係

**①国営農地再編整備事業における地元建設企業の受注状況等を踏まえた発注**

国営農地再編整備事業「水橋地区」については、地元と円滑な協議調整が期待でき、雇用や災害時の緊急出動などで地域の発展に貢献している地元建設企業の受注状況等を踏まえた発注が必要です。

## ４　担い手の確保関係

**①北陸ポリテクカレッジや富山高等専門学校における建設系学科の新設**

全国に１１校あるポリテクカレッジのうち６校には建築施工システム技術科が設置されており、県内における建築施工管理に係る人材育成のため北陸ポリテクカレッジに建築系学科の新設が必要です。

また、全国に５８校ある高等専門学校のうち半数以上で建設系の学科が設置されており、県内における土木施工管理に係る人材育成のため富山高等専門学校に建設系学科の新設が必要です。